

障がいのある人と成年後見

～家族の思いを伝える～



目次

1. 冊子発行によせて（☆改訂版発行にあたって☆）・・・・・・・・ 2
2. 障がいのある人への後見支援の特徴について・・・・・・・・ 3
3. 後見人さんに望むこと・・・・・・・・ 4
4. 親が元気なうちに準備しておくべきこと・・・・・・・・ 5
5. 身近に起こった事例から（エピソード1～9）・・・・・・・・ 6
6. それぞれの障がい特性について・・・・・・・・ 9
7. 後見人をつけてよかった！「一言集」・・・・・・・・ 10
8. 後見人を「つける前」と「つけた後にも」知っておくこと・・・・・・・・ 11

※その他差し込み資料：「成年後見制度に関する相談・問合せ一覧」

「後見相談担当室（市川市社会福祉協議会内）」

1. 冊子発行によせて

市川障害者権利擁護連絡会は、2010年（平成22年）に、判断能力が不十分な人たちの市川市内の家族の会4団体および各関係機関により結成されました。

そして障がいのある人にとって大切な権利擁護の仕組みである「成年後見制度」について、勉強会の開催や、市川における仕組みづくりについて活動をしてきました。

2013年（平成25年）9月には、念願の「後見相談担当室」（市川市社会福祉協議会運営市川市委託事業）が誕生しました。第1歩の始まりです。

コミュニケーションが苦手であったり、まわりから理解されにくい人たちですが、つらい気持ち、うれしい気持ちなど、みなさんと変わりなく豊かな感情を持っています。ですから、障がいがあるからといって、何もわからないだろうと思われたり、最初からあきらめられたりせず、一人のあたりまえの人として、その気持ちや思いが大切にされ、より豊かな生活を送ってほしいと、私たち家族は切に願っています。そのための大切なツールとして、後見制度が利用できるように、共に学んでまいりました。

この冊子は、各家族会の思いを込めて、私達の子どもをどんな後見人さんたちに託したいか、親亡き後を託すために私達家族はどんな準備をすべきか、身近な事例をあげながら、まとめてみました。

2014年（平成26年）9月 市川障害者権利擁護連絡会家族会

☆改訂版発行にあたって☆

私たち家族会は、「後見相談担当室」の設置前に、社会福祉協議会による法人後見の始まりと担い手の養成（市民後見人養成等）を期待しました。市の協力もあり、順調に2016年（平成28年）にその2つとも始まりました。

その間に、後見利用の状況的な変化がいくつもみられ、様々な課題が見えてきました。長期にわたる後見報酬のこと、本人のお金が本人のために使えているか、身上保護のあり方、後見人を含めたチーム支援に期待する声、などです。

そこで、改めて、障害のある人にとって更により良い後見利用の環境を整えたいとの思いを込め、この冊子の改訂版を作成・発行することといたします。（2017年10月）



2. 障がいのある人への後見支援の特徴について

- 認知症の高齢者の場合は、それまでの本人の長い生活の中で、本人の好み、生きがい、意思などを、つかむことが可能ですが、障がいのある人の多くが、自己表現がもともと不得意のため、本人の意思や好みを周りが理解しにくいです。
- 障がいのある人は若い時から後見支援が必要な場合が多く、そのため、長期の後見活動が求められます。まだまだ活発な活動期からの後見ですから、本人の変化や本人を取り巻く環境の変化も大きいため、その時期、その時期の適切な後見支援が必要となります。
- 若い時期には社会との接点も多く、社会的トラブル（消費者被害・デパート商法など）に巻き込まれやすいです。
- 障がいにもそれぞれ特性があり、また同じ障がいであってもその個別性が高いため、一人ひとりに大きな違いがあり、その個性や人柄を把握しにくいです。
- 障がいのある人の場合、後見人に親がなる場合もあり、親亡き後を引き継ぐ後見人が必ず、必要になってきます。また、障害特性を理解してもらうことも難しく、非常に長期にわたる後見期間を考えると、法人後見の必要性を強く感じます。
- 親が子どもの後見人を考える時期と、親自身の高齢化によって、自らの後見人が必要になってくる時期が重なる場合も多いです。親自らが、介護が必要になる前に、子どもの後見制度利用を考えておく必要があります。
- 収入が年金のみしかない人や、財産が少ない場合もあります。そのため、後見報酬などの問題も出てきます。（ただし、後見活動報酬については、本人の資産等によって、裁判所が決めます。また、後見人への報酬の支払いが無理な場合は、市川市の「成年後見制度利用支援事業」が利用できることもありますので、障害者支援課にご相談ください。）

3. 後見人さんに望むこと

(1) 一人の人間としてのQOL（生活の質）を何よりも大切に

障がいのある人は、若いうちから後見人を必要とする人も多く、後見人は長く、しかも様々な人生の節目（例えばどこで暮らすか・誰と暮らすかなど）に立ち合うことになります。心身共に変化してゆくので、それを見逃さず、その世代らしく適切な後見支援をしていただきたいと思います。障がいのある人によっては、経験が少なく、そのために生きがいや楽しみが少ない人も多いですが、その人と根気よく接し、人生の経験を積ませていただく中で、本人の将来設計を本人や関係者などと話し合いながら、一人の人として大切にされる決定をしていただきたいと思います。

(2) 本人の意思を聞き取り、本人らしい暮らしを支援する

本人が、「何が好き」で、「何が嫌い」で、「何を望んでいるか」など、理解しにくいことが多いです。後見人には、本人の障がい特性やコミュニケーションの取り方を理解しながら、丁寧に本人の意思を聞きとっていただきたいと思います。その際、本人の【出来ることと出来ないこと】をその都度しっかり見定めて支援して頂くことが重要です。また、本人をよく知る障害福祉関係等の支援者と連携をとり、本人の意思や希望をくみ取ることも、大事にしてほしいと思います。障がいのある人の生活はどちらかというと、画一的になりがちです。特に施設などに入ると、お金の使い方も他の入所者と同じようになります。いろいろな条件があるものの、その中でも、精一杯本人らしさが発揮できるよう、ご支援ください。

(3) 本人のお金を有効に使う

本人を訪問し、財産の状況・推移などをチェックするとき、本人の資産状況をもとにしながら、健康状態はもとより、本人の生活費を把握したうえで、楽しみや生きがいにも、本人のお金が有効に使われるよう、考えていただきたいと思います（彼等にも私達と同じ様に旅行や音楽・映画鑑賞、スポーツなど生活に張りを与えてくれる趣味があります）。私達家族は、この制度の「身上保護」の部分に大きな期待を寄せています。財産管理とともに、本人の暮らしの質が高まるよう、サービス提供者や家族との話し合いを、続けていただきたいと思います。

(4) 制度改善などについて、関係機関と連携する

後見制度は、本人を護るものであると同時に、本人を縛るものになる可能性もあります。制度がどのように今後、改善されるかなど、関係の機関とよく連携をし、情報を得、その都度、最善の方法を取り、よりよい後見活動を実践していただきたいと思います。

(5) 後見人が続けられなくなったら、早めにバトンタッチを

もし病気や事情で、後見人が続けられなくなったら、早めに裁判所など関係機関に相談をし、切れ目なく、次の人にバトンタッチしてください。

4. 親が元気なうちに準備しておくべきこと

～本人の理解されにくい障がい特性のため、「自分の子どもの後見人になってくれる人なんていない」と嘆く前に、親が元気なうちに、準備しておくべきことは、たくさんあります～

(1) 本人に対して

- 子どもの時から、お金の使い方を学ばせておく。
- 自分で選んだり、決めたりする経験を積ませておく。
- 人に対して相談することを学ばせておく。

(2) 家族として

- 本人の資産と日常の経費を、家族から分けて把握しておく。
- 本人の1ヵ月の収支や、1年の収支を、把握しておく。
- 本人の将来計画を、家族で話し合っておく。
- 後見人について、家族で話し合っておく。(時期や、お願いをする人のことも)
- 本人のことを、関係者の人達に知ってもらう努力をしておく。
- 本人の知り合いを多くする。
- 親自身の身辺整理をしておく。

(3) 記録を作る

- 本人の生きがい、趣味、好き嫌いを記録しておく。
- 本人のお金の使い方や、家族として、どこで、どういうふうに使って欲しいかも書いておく。
- 本人の健康状態、身体的特徴など、健康と医療に関することを記録しておく。
- 本人に関わる機関、人のリストを作っておく。
- 以上のことを含めて、「本人の生活記録ノート」等に記入をしておく。(1年に一度、変わった箇所がないかの見直しや、書き直しを忘れずに)

(市川手をつなぐ親の会 HP <http://oyanokaiickw.xsrv.jp/> に掲載)

- あわせて、遺言書も書いて置く。※法律的に無効にならないよう注意。(これも1年に一度は、見直ししておくとう安心)



5. 身近に起こった事例から（エピソード1～9）

～以下は、市川とその近辺に暮らす障がいのある人の身近に起こっている後見についての事例です。
プライバシー保護の観点から、設定を変えていますので、ご了承ください～

エピソード1 一人っ子。親亡き後のために

本人は、現在39歳の女性です、重度の知的障がいがあり、入所施設で暮らしています。父親は亡くなり、母親も病気がち。母親は親亡き後、まったくの一人になってしまう子どもの事を心配して、後見人をつけることにしました。本人の幼い時からのボランティアさんと母親が複数後見人として受任し、第三者後見人にお母さんの思いや、本人の特徴などを伝えながら、親亡き後に備えて、今、ゆるやかな引き継ぎを行っています。

現在、元ボランティアの後見人は、毎月、施設を訪問、本人の心身の状態などについて、施設側と話し合っています。「親亡き後、あの子をいつも訪問してくれる人がいる、あの子のことを、いつも気にかけてくれる人がいることが、どんなにか安心か。」と母親は語ります。そして第三者後見人のほうは、「前もって、ご本人のことをお母さんから教えてもらえ、またお母さんの深い思いも知ることが出来て、よかった。」と言っています。

エピソード2 お母さんが突然、亡くなって

一人っ子の家庭です。本人は50歳の女性で、家から通所施設に通っていました。父親は高齢で認知症となり、施設入所をしています。そんな時、元気だった母親が突然、亡くなりました。

親族がいなかったため、通所施設側の連絡により障害者支援課が市長申し立ての手続きをし、本人の後見人も家庭裁判所が選任しました。そして、本人は近くの入所施設でのショートステイが始まりました。ですが、このままでは、本人は突然「家族も、家も、通所施設も」奪われてしまうこととなります。裁判所から選任された後見人が、本人が持っている財産を有効に使おうと、ショートステイ先から通所施設への送迎に、福祉タクシーを利用することが提案され、毎日、通いなれた通所施設が利用できています。そして、本人のこれからの生活を、グループホームか、一人住まいか等、後見人や施設側など、みなで考えているところです。

エピソード3 母ひとり子ひとり、親亡き後のために

50歳の男性です。精神障がい2級です。父親はすでに亡く、母親も高齢になり、母親は親亡き後の事が心配で後見人をつけることを考えるようになりました。自治会で民生委員さんに出会い相談をしました。民生委員さんは市川市知的障害者相談員さんを紹介して下さり、後見支援をするNPO法人につながりました。本人の了解を得て、母親が申立人になり、母親と専門職との複数後見（補助類型）で始めました。4年後に第三者後見人のみに変更しました。

後見費用については、長い期間であるため経済的な不安を持っていますが、後見人がついて良かったのは、書類の手続きや福祉施設へ通所を始める手助けなど身上保護をしっかりともらえたこと、また複数後見で始めたので第三者後見人と徐々に信頼関係が築けたことなどです。

後見制度を利用したいと考えている人への留意点は、後見制度を利用する時期の見きわめと身上保護を重視している第三者後見人を見つけることと思っています。

エピソード4 『出会い系サイト』詐欺にあい

30代の女性、普通高校を卒業後就職するがうまく行かず退社し、療育手帳を取得後、障がい者枠で就職しました。数年前から一人暮らし。時々親族や支援者が、生活をチェックしています。

非常に親切で頼りになる友達ができたと、周辺の人々に話すようになり、紹介したいとも言いますが、何となくおかしく、「会ったことがあるのか？」と聞きますと、結局いつもドタキャンで、会話は、携帯メール上でのこととわかります。数か月で数十万の利用料を銀行から引出していたことが判明し、家族の説得により、やっとだまされていたことを納得して、家族が後見人になり、本人も行動が慎重になってよかったです。

エピソード5 消費者被害にあって

40歳の男性です。精神障がい2級です。親はいません。ある時、消費者被害にあい、支援者から後見制度利用を薦められました。支援者に、後見支援をするNPO法人を紹介され、支援者を信頼していたので本人申し立てで後見人(補助類型)がつけました。当初は後見人に対して警戒心がありましたが事務手続きと一緒に行き来しながら話すうちに、いい人だと思うようになりました。後見人がついたことで就労センターにもつながり就労することもできました。悪徳商法の人に声をかけられても、後見人に相談してからと思うのでその場で引っかかることはなくなり、不安感が解消されました。月に1度は会って話し、金銭管理だけでなく生活面の相談が出来るようになっていきます。後見費用はかかりますが、それ以上に安心感が得られるので後見が必要と思っています。

エピソード6 家族が本人のお金を使い込んでしまう

35歳の長男太郎さんは知的障害があります。両親と共に過ごしていましたが3年前にお母さんが病気で亡くなり父と二人暮らしになりました。家を出て一人暮らしをしている2歳下の弟さんが時々帰ってきて一緒に過ごすこともあります。ある日、弟の次郎さんは70歳になるお父さんが株で失敗し太郎さんの通帳から2百万円も穴埋めに使ったことを知りました。心配になった次郎さんは亡き母が会員だった親の会に相談し、次郎さんが後見人になるか第三者後見人を立てるか早急に決めなければと考えています。

エピソード7 福祉サービス利用援助事業を使って ～一人暮らしに向けて～

本人は、30歳の女性です。知的障がいがあります。自宅で両親と暮らしていましたが、数年前に両親が他界し一人暮らしとなりました。最初は、一人暮らしでも大丈夫だと思っていましたが、料理が苦手なため、外食が続いてしまい、数年で遺産が尽きてしまいました。体調も崩してしまい、糖尿病と診断されました。その後、生活保護となりましたが、金銭管理がうまくいかなかったため、福祉サービス利用援助事業を利用することになりました。

通帳は社協に預け、毎週、生活支援員と一緒に払い戻しにいきます。払い戻しする金額は一週間分の支出を生活支援員と一緒に考え決めます。また、食事が気になるので、ヘルパーさんに来てもらうことになり、料理を一緒に作るようになりました。自炊もするようになり、糖尿病も少しずつよくなり、生活が立てなおりつつあります。(社会福祉協議会 利用援助事業担当者からの事例)

注：『福祉サービス利用援助事業(てるぼサポート)』について

判断能力に不安があるが、本事業の契約内容は理解できる方が対象となります。

定期訪問により、福祉サービスの利用のための支援や日常の金銭管理の支援を契約により行い、高齢者や障がい者の方が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

エピソード8 本人の「ここがいいかなあ」をチームで支える

Aさんは、両親が相次いで亡くなり、生まれ育った自宅で一人で暮らしていました。両親が亡くなってからは、お金もなく、食べる物もない状況、部屋の中は不用品で溢れ、生活できる環境ではないと、民生委員の方が行政へ通報し、成年後見制度の利用に繋がりました。市長申し立て、保佐類型、法人後見を利用です。

法人後見として、行政職員、相談支援専門員、通所施設職員と一緒に自宅を訪問し、Aさんと面会しました。Aさんにこれからどうしたいか尋ねると「ここがいいかなあ」と自宅で生活することを希望。自宅は、多くの修繕も必要で、自宅で生活することは難しいのではと声もありましたが、本人のできる事(食事の用意・服薬・電話のかけ方など)と出来ないことの確認、ヘルパーの導入、通所施設でできる事、支援内容について、話し合いを重ね、私たちはAさんの決定に従いました。

Aさんの周りには近隣の方々、相談員、ヘルパー、施設職員と多くの支援者がいます。初めの頃は、それはAさんには無理だ、そこまでの支援はできないと話していた支援者も、話し合いを重ね、「できない」から「やってみよう」へ変わっていきました。Aさんの「ここがいいかなあ」の言葉を真ん中に、それができるようにするにはどうしたら良いか?と考えるようになりました。

Aさんはどうしたいか。そこを見誤らないように、本人の何がしたいかを一緒に考えてくれる相談支援専門員と同行訪問し、状況を共有できたことが他の支援者に「やってみよう」と言えたのだと思います。本人がどのような生活を送りたいのか、家族、支援者等、本人を取り巻く方々と連携を図り、チームで支援していくことが必要であると考えます。(法人後見事業所からの事例)

エピソード9 任意後見人制度を使って

お母さんと、障害のある息子さんとの2人の生活です。近くに親族は誰もいません。お母さんは、70代半ばになり、現在のところはお母さんが息子さんの生活を支えています。やがてそれも難しくなり、息子さんには後見人が必要になると考えました。そこで、将来の息子さんの生活と自分自身の不安に備えるために、お母さんは、長期にわたる後見が可能な法人後見を選びました。まず、お母さんと法人との間で任意後見契約を結び、その契約の中に、将来の時点で息子さんの法定後見の申立てを手伝ってもらうことを含めました。残念ながら息子さんの現有の判断能力では任意後見契約を結ぶことはできず、また自身の認知症が進んでしまった状態では、息子さんの法定後見の申立てが難しいと考えたからです。お母さんの任意後見人には、息子さんの法定後見申立ての権限はありません。しかし、後見申立てのお手伝いはできます。法人の担当者チームでは、お母さんの意思を大切に、いざというとき、お母さんに後見申立ての助言をする、専門職・行政機関のサポートにつなぐなど息子さんの後見の手続きの、お手伝いをしようと話し合っています。(専門職後見人からの事例)

注：任意後見人制度とは

認知症になってしまう前に、将来を見越して事前に公証役場で、自分が選んだ人と任意後見契約を結んでおき、認知症になったなあと思ったとき、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、その監督の下で、任意後見人に財産の管理や施設入所の手続きなどをしてもらう制度です。

6. それぞれの障がい特性について



発達障がいの特性

自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、学習障がいなどの生まれながらの脳機能障害です。知的に問題がある人もないひとも、発達レベルが、でこぼこのため、人間関係やコミュニケーションに困難さが表れやすく、周囲の理解と支援を必要とします。その独特な言動によって日常生活に支障が出てしまうことがあります。普通に自立した社会生活を送れている人もいて、環境や、性格など、個人差が激しいです。

(千葉県発達障害児・者親の会「コスモ」市川グループ)



知的障がいの特性

発達期にかけて知的な遅れを生じると知的障がいと診断されます。原因の多くはまだ不明で、先天的あるいは出生時やその後の発達期にかけて、何らかの障がいによるものが多いとされています。

知的能力には、記憶・理解・意思表示と判断する能力と適応する能力があり、一人ひとりその遅れの表れ方には様々に違いがあり、個性も加わります。日常の経験の積み重ねと相互的なやり取りの継続でそれらの理解を積み重ねていくことができます。また、反抗期、思春期、更年期など普通にあります。歩みがゆっくりなので、ゆっくりとお付き合いいただくと理解をしていただきやすいです。

(市川手をつなぐ親の会)



精神障がいの特性

精神障がいは病気で大抵は治療と服薬が必要です。中でも統合失調症はうつ病に続いて多く、100人に1人の発症率です。10代後半から30代位に発症し原因はわかりません。外見は健常者と変わらない為、辛さや苦しみは他人には理解されにくいです。細かい事にこだわる人、人付き合いが苦手な人もいます。些細な事に傷つき否定的な考えに陥り易い傾向があります。体調を崩しやすいので仕事や日常生活を困難にしています。体調の悪い時は不眠、幻聴、被害妄想に悩まされます。この様な特性を理解し対応に配慮していただくことを願います。

(心の健康を守る会家族会松の木会)



自閉症の特性

①社会性の障がい ②言葉の発達とコミュニケーションの障がい ③こだわり行動と興味がたより、この3つの障がいがある場合、3歳以前から持っている場合に自閉症と診断されます。社会性の障がいとは他人の考えや気持ちを読み取ったり、状況を自然に理解することが困難なことを指します。コミュニケーションについては、言葉の発達が遅れるとか会話になり難いというだけではなく、ふさわしい場面でふさわしい対応をすることにも困難があります。こだわりは、特有のものに固執してしまう傾向を指します。感覚過敏性をあわせ持つ人も多く、過剰な刺激は苦手です。

(市川市自閉症協会)

7. 後見人をつけてよかった！「一言集」

～積極的に後見制度を利用した人より、

迷いながら後見を申立てた人、やむをえず申立てた人が多いです。

が、申立ててあらためてよかった！という声も多く聞かれます。そんな声を集めました～

○一人っ子なので、親亡き後、本人を訪問し、本人の状態をよく見てくれて、施設側と話しあってくれる人が出来たこと、本当に安心をしました。

○父親がいないので、後見人に、本人も親もいろいろなことを相談しています。たとえば、本人がなかなか事業所に行きたがらないとか。

○親亡き後を、見とおせるようになって、安心をしています。

○父親が亡くなって、後見人が付き、本人の財産が、きちんと、家族から切り分けられました、1カ月、1年単位で本人がどれだけのお金を使うかも確認できました。これで親亡き後に備えて、まず、1段目を越えたなど実感しました。

○お母さんから、お子さんの様子を細かく知ることができたとともに、親の思いもよくわかり、親亡き後に備えて、その準備をすることができてよかったです。(第三者後見人より)

○悪徳商法にひっかかり、それを機に後見人をつけました。いろいろな誘いがあっても、後見人に相談してからと思うと、気持ちの余裕が、本人にもついたようです。

○息子が、入所施設で、風邪をこじらせ、緊急入院となりました。なんで、こんなになるまでと思いました。後見人さんが、入院に至る経過を、施設側にきちんと聞いてくれました。親には遠慮があって、なかなか聞けなかったのですが、それで納得をすることが出来ました。

○多くの方は、家族が亡くなって、必要に迫られて、後見人をつけますが、私は、その前に、いずれば必要になるのだから、もっと時間的にも精神的にも余裕があるときと思って、早めにつけました。後見の事をよく知った上で手続きができてよかったです。

○通所施設で、本人のパニックがあり、職員から頭を押さえられ、怪我をしてしまいました。施設側からすぐ謝罪がありましたが、後見人さんが、関係者の対策会議を開いてくれ、また、今後に向けての支援会議を継続的に行うようにしてくれました。

8. 後見人を「つける前」と「つけた後にも」知っておくこと

～後見制度を利用しなくてはならない事態が、急に起こることが多いです。一旦つけたら生涯外すことが出来ない制度です。付けた後、こんなはずではなかったということにならないように、事前に制度のことを知っておくことがとても大切です。そこで、いくつかの留意点を挙げてみました～

○後見人を誰にするか、家族なのか、第三者後見人なのか、考えておきましょう。法人後見を考える場合も、信頼できる法人後見の情報を得ておきましょう。誰もいない場合、家庭裁判所が決めてくれますが、本人のことを全く知らない人が付く場合がほとんどです。

○どんな状況になったら、この制度を使うのか、家族で前もって話し合っておきましょう。そしていよいよ後見制度利用を考える時は、一人で考えずに、本人を大切に思っている人たちに相談をしましょう。相談支援専門員さんや、社協の後見相談担当室の人なども、相談に乗ってくれます。

○本人のことを後見人さんに託すとき、本人に関する記録があることがとても大切です。

- ・本人が何を好きで、何をしたいかなど、記録しておきましょう。またどこで暮らして欲しいか、誰と暮らして欲しいか、家族の思いも伝えておきましょう。
- ・本人のお金については、今どんな使い方をしているのか、将来はどんなことに使って欲しいか、を記録しておきましょう。1ヵ月の収支・1年の収支・臨時の出費など、おおまかでよいので、記録しておくことが大切です。その記録は、後見の申請手続きの折にも、とても役に立ちます。

○申し立てをする前に

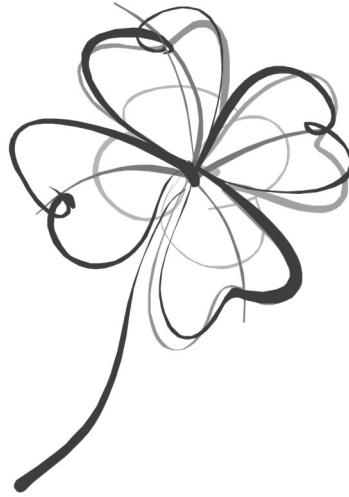
- ・障害のある人の後見期間は、高齢者のそれに比して非常に長いです。第三者後見人の場合、後見報酬額は、本人の資産や後見人の仕事の量によって、家庭裁判所が決めますが、後見報酬額の目安は、ある程度わかります。前もって、関係者に聞き、報酬額を含めた資金計画を立てておくことも大事です。
- ・本人の資産が多いときは、後見信託の利用が義務付けられていたり、後見監督人が付く場合もあります。そのことも聞いておきましょう。

○後見人が決まったら

後見人が決まったら、我が子のことをしっかり伝えるとともに、後見人が、我が子のために具体的にどんな関り方をするのか、本人への訪問回数や報酬額についても、遠慮せず、きちんと聞いておきましょう。

○後見人をつけた後にも

後見人の活動など、どうしても納得できない場合、家庭裁判所に伝えましょう。家庭裁判所に、後見相談担当室の人や、信頼できる人に同行してもらうことも大事です。



発行責任者

市川障害者権利擁護連絡会家族会

心の健康を守る会家族会松の木会（精神障がい者の家族会）

千葉県発達障害児・者親の会「コスモ」市川グループ

市川市自閉症協会

市川手をつなぐ親の会（知的障がい児者の家族会）

協力

市川市障害者支援課

市川市社会福祉協議会 後見相談担当室

中核地域生活支援センター がじゅまる

基幹相談支援センター えくる（大洲ステーション・行徳ステーション）

問い合わせ先

市川市社会福祉協議会 後見相談担当室 ☎047-320-4001

発行日

2014年（平成26年）9月

改訂版 2017年（平成29年）10月